

『秋風和歌集』所載実朝歌の本文の吟味

——『金槐和歌集』の本文流伝との関連において——

犬井善壽

へ 一 く

鎌倉期に成つたと考えられている私撰集『秋風和歌集』に、源実朝の詠歌が三首入集している。その本文は、

わかなをよみ侍りける（但、二二番詞書）

かまくらの右大臣

二三

春日野、とぶひのもり今日とてやむかしかたみにわかなつむらん

（巻第一・春歌上）

秋恋といふことを

かまくらの右大臣

七二一

かりのあるは風にさはぐ秋の田のおもひみだれてほにぞいでぬる

（巻第十二・恋歌上）

衣によするこひといふことを

かまくらの右大臣

九二〇

わすらるゝ身はうらぶれぬからころもさてもたちにし名こそおしけれ（巻第十四・恋歌下）

である。

『秋風和歌集』は、江戸時代中期書写の宮内庁書陵部蔵本（図書番号五〇一・一二七）一本が伝わるのみである。ここでは、その宮内庁書陵部蔵本の翻刻である『古典文庫』二六〇『秋風和歌集』所収の本文（濁点、稿者）および歌番号により、『新編国歌大観』第六巻 私撰集編Ⅱ 歌集』所掲の校訂本文を参考にして、掲げた。

この『秋風和歌集』に入集している三首の実朝歌の撰歌資料はどのようなものであったのか、実朝の家集『金槐和歌集』が撰歌資料であったのなら、それは、かなり本文に相違のある現存『金槐和歌集』諸系統の中のどのような本文と関連のある伝本であったのか、などの件について、本稿において、検討を加えてみる。

この集の撰者は真観（右大弁葉室光俊）と推定されている。同時代の『万代和歌集』の撰者についても、真観・衣笠家良両説があり、「実質的には真観撰で家良監修とも、初撰本真観撰、再撰（奏覧）本家良撰かとも、言われる」<sup>3</sup>わけ、で、『秋風和歌集』の推定できる実朝歌撰歌資料をめぐる実朝家集の問題に併せて、この集が『万代和歌集』と編者を同じくするのであれば、この集所載実朝歌の撰歌資料と『万代和歌集』所載実朝歌の撰歌資料とはどのように関連するの、か、という問題についても言及してみる。

比較検討する『金槐和歌集』の伝本は、管見に入った以下の諸本である。稿者なりの調査結果によって伝本分類して掲げ、本稿における略号を添える。群書類従版行本と貞享版行本は、架蔵本のみを掲げる。

定家所伝本系統<sup>4</sup>

（定家本系列）

定家 松岡忠良氏蔵 藤原定家所伝本 『金槐和歌集』（岩波書店刊複製）

函 市立函館図書館蔵 『金槐集』

（松平本系列）

松 島原図書館蔵 松平文庫本 『金槐集』

内 内閣文庫蔵 『金槐和歌集 鎌倉右大臣実朝公集』

堀 名古屋市蓬左文庫蔵 堀田文庫本 『金槐集』

彰 彰考館文庫蔵 『金槐集』（已一四）

（類従本系列）

類從 犬井架藏・他藏 群書類従卷二二三所収 版行本元版 『金槐和歌集』

犬 犬井架藏 群書類従系写本 『金槐和歌集』

貞享版行本系統<sup>3)</sup>

(貞享版行本)

貞享 犬井架藏・他藏 貞享四年版行本 『鎌倉右大臣家集』

(版本転写本系列)

秋 秋田県立図書館蔵 『鎌倉右大臣家集』

達 宮城県図書館蔵 伊達文庫本 『金槐和歌集』(伊九二一・二四八・一二二)

春 相愛大学・相愛女子短期大学図書館蔵 春曙文庫本 『金槐和歌集』

桃 東海大学附属図書館蔵 桃園文庫本 『金槐和歌集』

(真淵評語本系列)

菅 茨城大学附属図書館蔵 菅文庫本 『金槐和歌集』

岩 西尾市岩瀬文庫蔵 『手入本 鎌倉右大臣家集』

月 秋月郷土館蔵 『実朝家集』

井 犬井架藏 真淵評語書入本 『金槐和歌集』(上巻ノミノ零本)

成 成田山仏教図書館蔵 『鎌倉右大臣家集』

東 東京大学総合図書館蔵 文久三年写本 『金槐哥集』

平 無窮会図書館蔵 平沼文庫本 『金槐和歌集』

静 静嘉堂文庫蔵 『金槐哥集』

小 彰考館文庫蔵 小山田与清写本 『金槐集 加茂翁校本』

狩 東北大学附属図書館蔵 狩野文庫本 『金槐和詞集』

- 南 東京大学総合図書館蔵 南葵文庫本 『金槐集 鎌倉右大臣家集 加茂真淵評』
- 上 上田図書館蔵 藤蘆文庫本 『金槐和詞集』
- 筑 筑波大学附属図書館蔵 『金槐哥集』
- 初 国文学研究資料館蔵 初雁文庫本 天保四年写本 『真淵翁書入本 金槐和歌集合巻』
- 雁 国文学研究資料館蔵 初雁文庫本 天保十四年写本 『縣居翁書入寫 金槐和歌集』
- 玉 鹿兒島大学附属図書館蔵 玉里文庫本 『金槐和詞集』
- 森 大阪市立大学附属図書館蔵 森文庫本 『金槐和歌集』
- (中川文庫本系列)
- 中 祐徳稻荷神社寄託 中川文庫本 『金槐集』
- 伊 宮城県図書館蔵 伊達文庫本 『金槐集 實朝公』(伊九一・二四八・一三)
- 神 神宮文庫蔵 『金槐和歌集』
- 考 彰考館文庫蔵 『金槐和歌集』(巳六・〇六九・五七)
- 高 高松宮旧蔵 『金槐和歌集』
- 青 篠山鳳鳴高校蔵 青山文庫本 『金槐集』
- 書 宮内庁書陵部蔵 『金槐集』
- 閣 内閣文庫蔵 『金槐和歌集』(二〇一・四五五)
- 抜粹諸系統<sup>6)</sup>
- 秀桃 西尾市岩瀬文庫蔵 『金槐和歌集秀逸』
- 秀桃 東海大学附属図書館蔵 桃園文庫本 『叫芳亭叢書』所収 『鎌倉右大臣家集秀逸』
- 佳調 大分県立図書館蔵 『碩田叢史』所収 『金槐和歌集佳調抜』
- 抜粹 三輪田高房蔵 『鎌倉右大臣家集中抜粹』(岩波文庫 『金槐和歌集』「付録」)

抄千 学習院大学図書館蔵 『千載館抄書 十四』所収 『鎌倉右府家集抄出』

『秋風和歌集』に入集している実朝歌三首は、全て、『金槐和歌集』の定家所伝本系統にも貞享版行本系統にも載る。但し、江戸時代に貞享版行本系統の賀茂真淵評語本系列の本から歌が抜粋されて成った抜粋諸系統、すなわち、『金槐和歌集秀逸』『金槐和歌集佳調拔』『鎌倉右大臣家集中抜粋』『鎌倉右府家集抄出』には載らない。従って、『金槐和歌集』諸系統における歌の所載不載の整理のみでは、この『秋風和歌集』所載実朝歌の撰歌資料が定家所伝本系統に連なる本文であるのか貞享版行本系統に連なる本文であるのか、判然としない。本文の細部における差異について検討し、各系統の下位分類である系列の段階での本文の比較と吟味とが必要である。なお、二三番「春日野、」の歌は、建長三年（一二五二）十二月二十五日奏覧の『統後撰和歌集』<sup>7</sup>および室町時代初期に成ったと考えられる谷森本『後葉和歌集』<sup>8</sup>にも入集しており、九二〇番「わすらるゝ、」の歌は、谷森本『後葉和歌集』にも載る。『統後撰和歌集』一集のみでは『秋風和歌集』入集実朝歌三首全ての撰歌資料とはなり得ない。また、谷森本『後葉和歌集』は『秋風和歌集』より成立時期がかなり降るわけで、『秋風和歌集』の撰歌資料ではあり得ない。しかし、この両集所載実朝歌の撰歌資料の本文が『秋風和歌集』所載実朝歌の撰歌資料にも連なることはあり得るわけで、本稿では、両集所載歌も検討の資料に加えることにする。

〈 二 〉

最初に、『秋風和歌集』に載る実朝歌の本文を『金槐和歌集』諸伝本等の本文と比較してみる。  
二三番「春日野、」の歌の定家所伝本系統『金槐和歌集』に載る本文は、

わかなつむところ

九 かすがの、とぶひの、もりけふとてやむかしかたみにわかなつむらむ（定家本による）

である。『秋風和歌集』の「わかなをよみ侍りける」とは詞書の本文に差異があるが、歌は全く同文である。諸伝本の中の内本のみ、初句を「春日山」とする。他伝本は、表記に差異が見られるのみである。

貞享版行本系統の本文は、

屏風の繪に若なつむ所

一八 春日野のとぶひののもりけふとてや昔かたみに若なつむらん（貞享本による）

である。これも、『秋風和歌集』とは詞書は相違するが、歌は同文である。ただ、この系統の狩本は、第二句を「とふるの野守」とする。「ひ」（字母「日」）を「る」と誤つたと見てよい本文である。青本は「とふひのもりの」とし、闇本は「とふひのもり」と、「の」を脱した形の、字足らずの本文になっている。他の伝本は、表記の差異が見られるのみである。この歌は、『古今和歌集』春部一八番の「読み人知らず」の歌、

春日野の飛火の野守出でて見よいま幾日ありて若菜摘むらむ

を本歌とするから、その初・二句との関連で、狩・青両本の第二句の本文は採れない。闇本の本文も、「の」を脱したのが「野守（のもり）」からであるのか青本のごとき「もりの」からであるのかは判然としないが、採れない。この三本の本文は後の本文変化によるものであって、『秋風和歌集』の編纂との関連はないと見てよい。

谷森本『後葉和歌集』に載るこの歌は、

屏風絵にわかになつむところを

鎌倉右大臣

一七六 春日の、飛火の野守けふとてや昔かたみに若菜つむらん  
と、詞書を含めて、貞享版行本系統『金槐和歌集』の本文と同じ本文である。

『秋風和歌集』の二三番「春日野、」の歌は、定家所伝本系統は詞書を「若菜摘むところ」（校訂）とする題詠歌の扱いであり、貞享版行本系統は「若菜摘むところ」の屏風歌とされている。「屏風の絵に」という限定がないという点で、『秋風和歌集』所載歌の詞書の本文は定家所伝本系統に似ると言えるが、共に基本的には題詠歌とされているわけで、この歌は、諸系統・諸集の間で、その題詠歌という扱いに相違はない。歌の本文は、幾つ

かの伝本には独自異文はあるが、『金槐和歌集』の定家所伝本系統とも貞享版行本系統とも、また、谷森本『後葉和歌集』所収本文とも、差異がないのである。

この二三番歌「春日の、」の歌の撰歌資料は、『金槐和歌集』のどの系統ともどの系列とも、また、谷森本『後葉和歌集』に連なる文献とも、特定できない。いずれの本文も撰歌資料であり得るのである。

七二一番「かりのゐる」の歌は、『金槐和歌集』諸本は、全て、「或る人のもとに遣はし侍りし」(校訂)という詞書のもとの歌とし——定家所伝本系統の類従本系列の二本にのみ、「もとに」を「本へ」とする異文がある——、『秋風和歌集』と差異があるが、歌語には全く異文がない。即ち、定家所伝本系統に載る本文は、

ある人のもとにつかはし侍し(但、三八二番詞書)

三八三 かりのゐるはかぜにさはぐ秋のたのおもひみだれてほにぞいでぬる  
であり、他伝本は表記に差異があるのみである。貞享版行本系統に載る本文も、

ある人のもとにつかはし侍し(但、五六一番詞書)

五六二 鴈のゐる羽風にさはぐ秋の田の思ひみだれてほにぞ出ぬる

である。この系統の森本が末句の「ほにぞ」を「ほこそ」とし、「こ」の右に「にイ」と校異を示しているが——この異文は、「に」を片仮名の「ニ」と表記したものを「こ」と誤読したことによると見てよい。校合が添えられていることからすると、森本に至るまでの間における誤写である——、他の諸伝本は、表記に差異があるのみで、『秋風和歌集』と全く同文である。

『秋風和歌集』は、この歌を、「秋の恋といふことを」(校訂)と、題詠歌とする。しかるに、『金槐和歌集』は、「或る人のもとに遣はし侍りし」(校訂)という、生活詠とする。尤も、生活詠ではあるが、題詠歌を「或る人のもとに遣はし」という設定もあり得るわけで、非題詠の歌とはきめつけられない。『秋風和歌集』は、それを、明確に題詠歌と扱っているわけである。

この歌も、『秋風和歌集』の撰歌資料は、『金槐和歌集』のどの系統のどの系列の本文でもあり得るのである。

九二〇番「忘らるゝ」の歌は、『金槐和歌集』諸系統に載る——但し、貞享版行本系統の初本は、この前後、五三二番（貞享版行本では五三四番に当たる）の後に一丁の落丁があつて、十二首の歌が欠けており、貞享版行本で五四四番に当たるこの歌も載らない。初本も、初本のごとき本文も、撰歌資料ではあり得ない——。定家所伝本系統に載るこの歌の本文は、

ころもによするこひ

四〇六 わすらるゝ身はうらぶれぬから衣さてもたちにしなこそおしけれ

というものである。犬本が第二句を「身はうらふるゝ」とする以外、他伝本には表記の差異が見られるのみである。『秋風和歌集』と同文なのである。

貞享版行本系統の本文は、

人々哥よみしに寄衣恋

五四四 忘らるゝ身はうらぶれぬから衣さてもたちにしなこそ惜しけれ

である。第四句「きてもたちにし」が『秋風和歌集』と相違する。なお、森本（五三四番）は五三一番の「寄衣恋」の詞書のもととの歌になつてゐるが、この歌には「風」が詠まれていないことから見て、森本に至る間に、この歌の詞書「寄衣恋」が欠脱し直前の歌の詞書のもととの歌になつたものと見てよい。

貞享版行本系統の貞享版行本・版本転写本系列・真淵評語本系列は、狩本以外は、全て、第四句が「きてもたちにし」とあり、『秋風和歌集』とは本文に相違がある——岩・上・雁の三本には、「き」の右行間に「さ」と校合が示されている——。また、中川文庫本系列の諸本は、全て、第二句を「身はとしふれぬ」とする。そのうち、青本のみ、右行間に「うらい」と、定家所伝本系統や貞享版行本系統の版行本・版本転写本系列の本文が校合されている。



『続後撰和歌集』に入集しているこの歌の本文は、

題しらず(但、九五四番詞書)

鎌倉右大臣

九五五 わすらるる身はうらぶれぬ唐衣さてもたちにし名こそをしけれ

であり、谷森本『後葉和歌集』に載る本文は、

寄衣恋

同〔実朝卿〕

二九七二 忘らるゝ身はとしふれぬ唐衣さても立にし名こそ惜しけれである。

『続後撰和歌集』が「題しらず」とするのは、何らかの題のある資料から故意に「題しらず」として採る、あるいは題がなく題のわからない資料から入集した、という筋道が自然ではある。ただ、この歌が、敢えて「題しらず」の詞書で括ったのか、文字通り題が不明であったのかは、判然としない。なお、『続後撰和歌集』の「題しらず」から『秋風和歌集』のごとき「寄衣恋」の題を与えるのは、この歌の場合、「うら」「ころも」「たち」など、「衣」に関する縁語仕立ての歌であるから、さほど難儀でもないことで、その可能性も皆無とは言えない。

谷森本『後葉和歌集』が第二句を「身はとしふれぬ」とするのは、その撰歌資料が『金槐和歌集』の貞享版行本系統中川文庫本系列とつながるものであるからであるからと見てよい。谷森本『後葉和歌集』は、『秋風和歌集』の撰歌資料との関連はあるまい。

このように見ると、この歌について、『秋風和歌集』と全く同文であるのは、犬本を除く定家所伝本系統『金槐和歌集』諸本と『続後撰和歌集』ということになる。犬本は、群書類従版行本からの転写本で——直接の写本であるか、幾次かの転写を経た写本であるかは判らないが——、脱文や異文が多く生じた本であるから、第二句の「身はうらぶるゝ」はこの犬本に至る間の本文変化と見てよい。従って、この『秋風和歌集』九二〇番「忘らるゝ」の歌の撰歌資料は、『金槐和歌集』の定家所伝本系統のごとき本文、あるいは、『続後撰和歌集』に連なる本文であった、と見てよい。定家所伝本系統のいずれの系列であるかは判然としない。谷森本『後葉和歌集』の

本文とは関連がないと言つてよい。

『秋風和歌集』に載る三首の実朝歌を『金槐和歌集』諸本等と比較検討した結果を整理してみる。

二三番「春日野、」の歌の撰歌資料は、定家所伝本系統とも貞享版行本系統とも特定できず、いずれの系統の本文も撰歌資料であり得る。尤も、『秋風和歌集』の詞書の本文は、定家所伝本系統と共通し、貞享版行本系統とは相違がある。但し、貞享版行本系統の詞書の本文から『秋風和歌集』のごとき詞書の方向への改変は、あり得よう。

七二一番「かりのゐる」の歌も、撰歌資料を定家所伝本系統とも貞享版行本系統とも特定できない。どちらの本文も『秋風和歌集』と同文で、撰歌資料であり得る。

九二〇番「わすらる、」の歌は、『金槐和歌集』の定家所伝本系統——犬本は独自異文があり、別として——と『続後撰和歌集』とが『秋風和歌集』の本文と合致する。貞享版行本系統『金槐和歌集』の本文とは異なる。

このように見ると、『秋風和歌集』に入集している実朝歌三首の全ての撰歌資料であり得るのは、『金槐和歌集』の定家所伝本系統の本文ということになる——但し、三首の内の一首に独自異文がある犬本の本文は撰歌資料であり得ない——。他は単独では撰歌資料になれない。定家所伝本系統『金槐和歌集』そのものが撰歌資料であったのか、定家所伝本系統につながる何らかの文献が撰歌資料とされたのか、そこまでは判然としないが。

〆 三 〆

『秋風和歌集』の成立年次考証は、安井久善氏（註）によれば、外部徴証は皆無で、内部徴証に拠る他ない由であるが、

建長三年うるふ九月二十六日、吹田にて講ぜられはべりける十首の中に、秋歌 衣がさの前内大臣

という、三九一番歌の詞書から見て、建長三年（一二五一）閏九月二十六日以降と考えられている。実朝は、承久元年（一二一九）一月二十七日の没であるから、その没後三十二年以降の成立ということになる。藤原定家所伝本『金槐和歌集』の末尾に定家の筆で記されている日付は、書写の日付であるのか、その他の用の日付であるのか、判然としないが、「建曆三年十二月十八日」即ち西暦一二二三年であり、『秋風和歌集』はその日付からは三十八年以降の成立である。こう見ると、この集は、かなり早い時期に成った実朝歌の資料ということになる。その早い時期の私撰集に採られた歌の本文が定家所伝本系統『金槐和歌集』の本文と同文である、という事実は注目されてよい。

『秋風和歌集』の撰者は、確定的とまでは言えないが、真観（右大弁葉室光俊）と推定されている。安井氏は、そのように推理する外部徴証として、宮内庁書陵部蔵『前長門守時朝入京田舎打聞集』およびその異本『勅撰并都鄙打聞入長門前司時朝歌』に『秋風和歌集』に載る七七一番の藤原時朝歌を載せて、

秋風集に入哥 一首 右大弁光俊朝臣撰

と記されていることを挙げられ、また、弘安年間（一二七八～一二八八）の成立と考えられる『代集』に、とある事実も、外部徴証とされる。

秋風集 光俊朝臣撰（『歌学大系』所収本。彰考館文庫蔵本）

内部徴証は、有力なものはないが、安井氏は、この集に、

真観がすゝめ侍ける百首歌

信実（五二七番詞書）

真観がすゝめよませはべりける百首歌の中に

為氏（九四七番詞書）

真観がすゝめ侍ける百首

為家（一〇五三番詞書）

という、諸家集には『右大弁光俊朝臣勸進百首』と記される歌が載り、「真観が」という記し方が、撰者自身のみが記し得るものであるという点と、真観（光俊）の歌が一首も載せられていない事実を「生存の歌人について

特に入集歌数のふり合を厳密に検討したらしい形跡がみとめられるので、撰者自身の詠歌数はそれらとの比較による批判を生むことを予想して全く採らなかつたものと推定される」という点との、二つの状況証拠を挙げられて、この集の撰者を、「反証のないまゝ」、「真観（光俊）」と「推定しても支障ないものと思われる」と推定されるのである。

その真観は、久保田淳氏が「為家と真観」という御論考において、

光俊は、『現存和歌六帖』に始まり、『秋風和歌集』『石間集』等々多くの私撰集を編み、積極的に歌会・歌合を主催し、為家一派を論難することによって、中世歌壇を壟断せんとする御子左家に拮抗して大いに気を吐いた異色ある歌人として、従来も中世和歌史上注目されてきた作家であった。

とされたように、御子左家に対立した歌人である。氏によれば、寛元四年（一二四六）の「日吉社五十首」までは、為家との間に「表面的な友好関係がたもたれていたと見てよいであろう」が、

ところが、同四年十二月には、反御子左家一派が旗幟を鮮明にしたところのものと目される『春日若宮社歌合』が行われている。しからば、為家・光俊の間はこの年下半期に急速に悪化したと考えられよう。

という。安井久善氏も、『藤原光俊の研究』<sup>10</sup>の「第五章 歌人としての閲歴」において、

寛元四年（一二四六）、光俊四十四歳であるが、この年には為家とともに「日吉三社歌合」に参加している。他の詠者は現資料では全くしられていない。あるいは両者が二人だけで、あるいはごく少数の親近者を加えて、最後の和解の機会をここに求めたのかも知れない。しかし、これは結局失敗に終わったものと思われ、十二月春日若宮歌合における反御子左派の結集となつてしまったのであろう。かくして、両派の対立は決定的となり、かつそれは表面化したものとなつた。

と説かれる。真観（光俊）は、定家等の御子左家の人達に歌の指導をうけ、交友関係があつたが、後に、反御子左家の活動をしたのである。それが顕在化したのが寛元四年（一二四六）の末の『春日若宮社歌合』なのである。

この、真観（光俊）と御子左家との対立という件は、『秋風和歌集』に入集する実朝歌の撰歌資料という件と関わりを考へる必要がある。

真観（光俊）が表だって反御子左家の活動を開始した後の建長三年（一二五一）以降の成立と考へられる『秋風和歌集』に入集する実朝歌の撰歌資料については、以下のごとき幾つかの可能性が考へられる。

一つは、真観が、早く御子左家と交流のあつた時期に、定家所伝本そのものあるいは現存する定家所伝本系統『金槐和歌集』のごとき写本を閲覧・書写しておいた、という可能性である。後に、そこから、三首の実朝歌を『秋風和歌集』に入集させた、これが一つである。『秋風和歌集』の編まれた頃まで降ると、光俊は、御子左家に蔵されていたと見てよい定家所伝本『金槐和歌集』そのものを披見することは叶わなかつたはずである。

一つは、反御子左家の活動を開始していた撰者真観が、御子左家のもとを離れていた『金槐和歌集』の定家所伝本系統の写本を入手して、そこから、実朝歌を『秋風和歌集』に入集させた、これが次なる可能性である。

いま一つは、第二の可能性の中の一つであるわけだが、鎌倉にあつた実朝歌の資料によつて、撰者真観は実朝歌を『秋風和歌集』に採つた、ということである。安井久善氏による真観（光俊）の伝記考証<sup>10</sup>に明らかになつたように、「康元元年（一二五六）以降、光俊は関東へ接近するような姿勢を示している」のである。父按察使光親は、承久の乱の謀議に参画した中心人物と見られて斬刑となり、光俊自身もその連座で筑紫に流刑になつたことがあるわけで、必ずしも光俊は鎌倉幕府への接近は潔しとはしなかつたと思われる。しかし、康元元年には鹿島社へ参詣しており、『夫木和歌抄』卷二三・一一〇七番左注）、文応元年（一二六〇）には鎌倉に下り、第六代將軍宗尊親王の和歌師範となつてゐる。後年の真観と鎌倉との密接な関係は、康元元年（一二五六）から突然始まつたと見るよりは、早くからの鎌倉との交流が、將軍の和歌師範登用につながつたと見るのが妥当であり、『秋風和歌集』編纂時には、鎌倉に残る実朝歌関の資料を入手した、とも考へられる。その資料が、現存の『金槐和歌集』定家所伝本系統の本文に近いものであつた、さような可能性もあるわけである。

いま一つ、反御子左家の活動をした真観（光俊）が、御子左家の総帥藤原定家の歌の弟子であった実朝の歌を三首、『秋風和歌集』に採ったという事実も、注意されてよからう。尤も、この集には、俊成の歌が二一首、定家の歌が三〇首も載り、あれほど対立した為家の歌でさえ二二首採られており、御子左家に連なる他の人たちの歌も、数多く入集している。撰者真観（光俊）は、優れた歌は優れた歌として尊重したのであり、実朝の歌が、三首とはいえ、採られたのも、当然のことであるかも知れない。為家撰の『続後撰和歌集』とこの『秋風和歌集』とで共通に採られている歌が六二首もあり（以上、古典文庫『秋風和歌集』の「解説」による）、実朝歌も一首、二三番「春日野、」の歌が両集で共通に入集している。この歌に関しては直接の書承関係はないようであるが、これらの事実も貴重である。

本稿において、『秋風和歌集』に入集した実朝の歌の撰歌資料は『金槐和歌集』の定家所伝本系統に繋がる本文を有していた、ということが証明できたことは、このように、実朝歌の、あるいは、『金槐和歌集』の、本文流伝に関して、かなり重要なことに関わってくるのである。

為家と光俊が袂を分った寛元四年以前に、あるいは、この『秋風和歌集』が編まれる建長三年以前に、定家所伝本系統のごとき『金槐和歌集』が書写されており、光俊がその写本を見て自分の編する私撰集の撰歌資料にできた、ということであれば、『秋風和歌集』所載実朝歌は『金槐和歌集』の流伝がかなり早くから行われていた形跡であることになる。あるいは、光俊が鎌倉から実朝和歌の資料を入手して『秋風和歌集』の撰歌資料にした、ということであれば、『秋風和歌集』所載実朝歌は鎌倉に伝わった実朝和歌の資料が『金槐和歌集』の現存定家所伝本系統のごとき本文に近い本文を備えていたことを示す形跡であることになる。しかも、この集を編纂していた当時は必ずしも鎌倉幕府と親密な交流があったと考えられない真観（光俊）ではあるが、後に鎌倉と深く関わることになるきざしは、既に『秋風和歌集』編纂時からあった、ということになるのかも知れない。

いずれにしても、御子左家の総帥定家の筆を含む定家所伝本『金槐和歌集』であるだけに、その本の系統の本

文を有する資料が、かなり早い時期に、反御子左家の中心人物になっていた光俊の撰した『秋風和歌集』の撰歌資料にされたという事実は、重大な問題に連なるわけである。

いま一つ、『万代和歌集』との関連を考える必要がある。『秋風和歌集』も『万代和歌集』も、真観（光俊）が撰者とされるのであるから。

先に、稿者は、『万代和歌集』所載実朝歌の撰歌資料は『金槐和歌集』の貞享版行本系統の、特に、その中で比較的定家所伝本系統の本文に近似する伝本のグループ（本稿でいう中川文庫本系列）の本文に近いものであった、ということも明らかにした。<sup>12</sup>しかるに、いま本稿において検討を加えたように、『秋風和歌集』は、『金槐和歌集』の定家所伝本系統の本文に連なるものが撰歌資料とされた、と見るほかない。

この件はどのように考えればよいであろうか。  
一つは、『万代和歌集』と『秋風和歌集』とは、撰者を異にするのであって、その撰歌資料も当然異なっていた、という見方である。

いま一つは、先覚が考証されたとおり、『万代和歌集』と『秋風和歌集』とはその編者を同じくする、実朝詠歌の撰歌資料は、両者の中で異なっていた、という見方である。

第二の見方の中の別の見方として、次のようなことが考えられる。『万代和歌集』と『秋風和歌集』とはその撰者を同じくし、撰歌資料も同一であった。その撰歌資料が、定家所伝本系統『金槐和歌集』に近似する貞享版行本系統の本文を有するもの、あるいは逆に、貞享版行本系統『金槐和歌集』の本文に近似する定家所伝本系統の本文の本であった、ということである。

いずれの可能性が高いかという点、最後の推測、定家所伝本系統と貞享版行本系統との間に位置する本文の『金槐和歌集』が『万代和歌集』所載の実朝歌と『秋風和歌集』所載の実朝歌の双方の撰歌資料とされた、ということである。その意味で、拙論旧稿<sup>13</sup>において明らかにした、貞享版行本系統の中川文庫本系列が、所載歌や部類・

配列の点では貞享版行本系統でありながら、その詞書や歌の本文が定家所伝本系統本文に似るところが多いという事実は、重大なのである。中川文庫本系列の中の現存の伝本そのものではないが、これと似た、貞享版行本系統に近似する定家所伝本系統本文が他にも存存したことが推測されるからである。

『秋風和歌集』所載の実朝歌三首の本文は、現存『金槐和歌集』の定家所伝本系統の本文とほぼ合致する、という事実の確認で本稿をとどめておくべきであったのかもしれない。しかし、そのことの確認が、『秋風和歌集』の撰者の問題、特に、『万代和歌集』の撰者、あるいはその『万代和歌集』の撰者の用いた撰歌資料の問題、この集の撰者の歌界における在り方の問題にまで関わってくるということが明らかにできたことは、無視するわけには行かない。『金槐和歌集』の定家所伝本系統と貞享版行本系統の本文の形成にさえ関わる問題に連なることになる、『秋風和歌集』所載実朝歌の本文について吟味した本稿は、無意味なものでもあるまい。

注1、「和歌大辞典」（昭和六一年三月刊）の『秋風和歌集』の項（安井久善氏担当）。

2、古典文庫二六〇『秋風和歌集』（安井久善氏編。昭和四四年二月刊）。

3、「和歌大辞典」の『万代和歌集』の項（福田秀一氏担当）。

4、定家所伝本系統の系列については、「『金槐和歌集』定家本系統本文考——四系統分類と定家本系統の系列分類——」（筑波大学平家部会論集）六・平成九年六月）において、定家本系列・松平本系列・類従本系列に細分できることを示した。本稿は、その整理に従う。

5、貞享版行本系統については、「『金槐和歌集』貞享本系統本文考——所載歌と歌順の吟味——」（筑波大学平家部会論集）五・平成七年一月）において、貞享四年版行本および「版本を経たグループ」と伊達文庫本（伊）等「写本のグループ」との二つに大別し、前者が「貞享版本」「版本転写本」「真淵評語本」に別れることを示したが、その後、他の伝本をも調査検討し、「貞享版行本系列」「版本転写本系列」「真淵評語本系列」「中川文庫本系列」の四系列に整理できることを確認したので、本稿は、その整理に従う。

6、貞享版行本系統からの抜粹本については、別に報告する所存であり、ここでは、一括して扱うが、所載歌の点で、



- 『金槐和歌集秀逸』『金槐和歌集佳調抜』『鎌倉右大臣家集中抜粹』『鎌倉右府家集抄出』は、貞享版行本系統真淵評語本系列からの抜粹とはいえ、それぞれを一系統と扱う必要がある、と考えている。
- 7、勅撰和歌集は、『新編国歌大観 第一巻 勅撰集編 歌集』（昭和五八年二月刊）による。
- 8、谷森本『後葉和歌集』は『図書叢叢刊 後葉和歌集』（昭和五二年二月刊）による。
- 9、注2の「解説」。
- 10、安井久善氏『藤原光俊の研究』（昭和四八年一月刊）、および、注2の「解説」。
- 11、『国語と国文学』昭和三三年五月号。後に、『中世和歌史の研究』（平成五年六月刊）に、仮名遣いを新仮名遣いに改めて、再録。ここでは、後者による。
- 12、『万代和歌集』所載実朝歌の本文（『古文学の流域』・平成八年四月刊、所収）。発表当時は中川文庫本『金槐和歌集』は未調査で、中川文庫本系列の諸本を伊達本（伊）等の「写本グループ」と把握していた。
- 13、『谷森本』『後葉和歌集』所載実朝歌の本文吟味から（『文芸言語研究 文芸編』二二八・平成七年九月）